

仕 様 書

対象住戸について、下記の仕様・条件に基づき計画及び実施すること。

記

1 実施内容

(1) 販促用材料作成

①モデルルーム設置用パネル作成（団地毎に設置）

モデルルームに設置し、入居者へ宣伝するためのパネルを作成すること

内容：社名・DIY プラン・材料・講師（会社）の紹介

形式：900×1800 mmまでのサイズで持ち運びできるもの（合板・スチレンボード等）

②配付用フライヤー作成

入居者へ宣伝するためのフライヤーを作成すること

内容：社名・DIY プラン・材料・講師（会社）の紹介

形式：A4 両面サイズ / PDF ※印刷（普通紙カラー）はこちらで行います。

その他、プロモーション用に公社から依頼する画像や紹介文の提出をお願いします。

(2) DIY 支援業務

・DIY 材料提案

入居者が DIY 材料を選択できるよう数種類準備し、デザイン等の提案をすること。

・DIY で使用する道具の準備

DIY 初心者でも使用可能な道具を提供又は貸与すること。

・DIY 実施の支援

入居者自らが DIY を行えるように、準備・実施・片付けまでの指導をすること。

(3) 写真撮影・材料仕様書等の作成

・写真撮影

入居者が DIY をしている様子や、DIY の完成後の写真等プロモーションや仕様書作成用に 5 枚以上撮影すること。

・材料仕様書作成

内容：使用材料のメーカー、品番等、DIY 施工範囲、実施日について

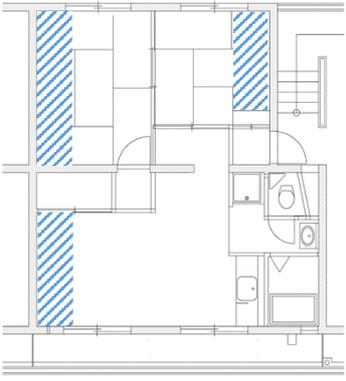
※住戸の図面は公社より提供する。

※写真を仕様書内に記載すること（施工中の様子でも可）

形式：PDF データ

・その他、公社が必要と認める資料

※2023年8月現時点

団地名	香里三井団地	牧野・B 団地
概要	所在地：寝屋川市三井が丘 1-1 建設年度：1969 年 アクセス：京阪本線「香里園」駅下車バス 12 分 管理戸数：336 戸 専有面積：44.58 m ² / 2LDK	所在地：枚方市牧野北町 6 建設年度：1969 年 アクセス：京阪本線「牧野」駅下車徒歩 8 分 戸数：380 戸 専有面積：45.84 m ² / 2LDK
DIY 施工範囲	斜線部分の塗装 ※シーラー下地処理済 LDK : 2,700×2,290 mm 和室 6 帖 : 3,600×2,290 mm 和室 4.5 帖 : 2,010×2,290 mm 	斜線部分の塗装 ※シーラー下地処理済 LDK : 2,775×2,250 mm 和室 6 帖 : 3,750×2,250 mm 和室 4.5 帖 : 2,775×2,250 mm 
室内 VR	香里三井団地 室内 VR	牧野・B 団地 室内 VR
対象住戸	入居者が本プランを希望するリノベーション済みの全住戸（1-5 階）	

2 実施条件

(1) DIY 支援業務

- ・入居予定者と DIY 材料の打ち合わせ、レクチャーの場所や日程を調整すること。
- ・DIY 実施の支援（技術指導）を入居後 1 ヶ月以内に実施すること。
- ・DIY 実施の支援（技術指導）を 1 日 3 時間以上/戸 実施すること。

<材料について>

- ・ホルムアルデヒド放散等級の F☆☆☆☆ の材料を使用すること。
- ・VOC（揮発性有機化合物）を含まない又は低 VOC の材料を使用すること。
- ・漆喰、珪藻土を含む材料は使用しないこと。
- ・その他特殊な材料の使用に関しては発注者と協議すること。

(2) 材料仕様書等の作成

- ・使用した DIY 材料は全て記載すること。
- ・住戸内で DIY した範囲について全て記載すること。
- ・住戸管理用に保存するため、写真等を用いて作成すること。

(3) その他

- ・委託期間中に新規に発生する業務があれば協議の上、対応すること。

3 工期・納期

- (1) 販促用材料作成
契約日から 2 週間以内
- (2) DIY 支援業務
入居者の入居日から 1 カ月以内
- (2) 材料仕様書等の作成
各住戸入居者への DIY 支援業務実施日より 1 カ月以内

4 支払い

DIY 支援業務が完了したと公社が認めた場合、契約時に提出した上限見積価格以下の金額で戸当たりの実績に応じて精算した金額を、請求書をもって支払います。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、常に発注者と密接な連絡を取り業務を遂行すること。
- (2) 関係法令を遵守し、利用者の安全に十分配慮して業務を実施すること。
- (3) 本業務を実施するための消耗品等にかかる必要経費は受託者の負担とする。ただし、DIY 対象住戸にかかる水道光熱費等は入居者の負担とする。
- (4) 本業務により発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき受託者の責任において適正な処理を行うこと。
- (5) 受託者は、入居者等とのトラブルや業務中に発生した事故等については、速やかに発注者に報告するとともに、誠実に対応すること。
- (6) 工事用車両の運行については十分注意すること。
※工事車両用の駐車場は、団地内の空き区画を確保する予定です。
- (7) 受託者は、業務上知り得た個人情報を含む一切の情報について、発注者の承認なく第三者に漏らしてはならない。本業務終了又は契約解除後においても同様とする。
- (8) 受託者の故意、過失により、発注者又は第三者（以下「相手方」という。）に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害を賠償すること。
- (9) その他、業務に関し不明な点は、発注者に確認し、その指示を受けること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとする。

以上